

第2号様式(第10条関係)

令和 7 年 4 月 30 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

幸喜 愛



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 幸喜 愛

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費	26,000	全国地方議員交流研修会参加費など
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費	2,815	災害救助法に関する勉強会の会場代・講師代・/会議用料 飲代/お水代
資料作成費		
資料購入費	17,485	しんぶん赤旗購読料(R6,8月～R6,12月分)
事 務 所 費	475,195	家賃/水道代/電気代
事 務 費	225,625	コピー機保守サポート料金等/文具代/備品代
人 件 費	875,448	事務員給与/労働保険料
合 計	1,622,568	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

研修費

[illegible]

こうき愛事務所様

No. _____

但し、公民館使用料と（て

令和6年 11月29日 上記正に領収いたしました

沖繩市宮里1丁目3番9号

富里自治會

会長 金城清美

D211R18

- ・R6.11.29 災害救助法に関する勉強会 会費代
- ・充当割合：全容額 (説明：政務活動重カのための勉強会のため)
- ・充当金額 1000円

幸甚幸甚

様

No. _____

[illegible]

但し講師代といた

令和6年 11月 29日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

冲绳县那霸市日本街24
南人法律事務所

0R1418

- ・R6.11.29 災害救助法に関する勉強会 講師代
- ・充当割合：全額 (説明：政務活動のための勉強会のため)
- ・充当金額 10,000円

■ 災害が発生した段階の救助法の適用(法第2条第1項)

1. 住家等への被害が生じた場合(1～3号基準)

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第1条)

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合(いわゆる「4号基準」)

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害(令第1条第1項第4号)

・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)

・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

■ 災害が発生するおそれ段階の適用(法第2条第2項)

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

2. 災害救助法の適用に当たり（2）災害救助法適用の判断

<法適用判断の背景>

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国（内閣府防災）からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

<住家被害（1～3号基準）による判断>

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

<災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）による判断>

- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、災害時に迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織（環境）づくりが重要。
- このため、各市町村における被害状況や避難状況等について、速やかに都道府県等に情報提供するとともに、国も知り得た市町村の状況や他県の状況等について都道府県等に情報提供を行うことで、都道府県知事等の迅速な法適用の判断が可能となるよう努めるべき。

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 救 助 実 施 市 長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について

本年も、震度6強を観測した石川県能登地方を震源とする地震や、多数の浸水被害等をもたらした梅雨前線・台風による豪雨など大規模な災害が発生している。今後の気候変動の影響も踏まえ、自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念されているなか、災害発生時には、被災者の一日も早い生活再建が強く求められることから、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）を迅速に適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。

法の適用対象となる災害については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条において、①市町村等の人口規模に応じて一定数以上の住家滅失が生じた災害（令第1条第1号から第3号。以下「住家滅失基準」という。）、②多数の者が生命又は身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする災害（令第1条第4号。以下「4号基準」という。）を規定しているところ、災害の規模によっては、住家被害の確定に一定の期間を要し、発災後直ちに住家滅失基準（①）に該当するか否かを判断することが困難な場合もある。

このため、内閣府では、発災時に迅速な判断が可能な4号基準（②）による法適用を積極的に推進すべく、都道府県知事及び救助実施市長（以下「都道府県知事等」という。）に対し必要な助言等を行ってきたところであるが、今後、4号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合の具体例を下記のとおり整理したので、参考にされたい。

なお、下記は、都道府県知事等において4号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合を一例として示したものであって、下記以外の場合に4号基準の適用を排除する趣旨ではないことにご留意いただきたい。また、法の適用にあたりご不明な点等ある場合には、随時、内閣府宛てにご相談いただきたい。

記

下記の1から3をすべて満たす場合、又は、1を満たし、かつ、2又は3のいずれかを満たす場合は、法による応急的な救助が必要であると考えられるため、4号基準に基づく法の積極的な適用についてご検討いただきたい。

1. 「都道府県災害対策本部」及び「市町村災害対策本部」が設置されていること。

＜考え方＞

都道府県災害対策本部・市町村災害対策本部は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合」に、「防災の推進を図るため」に設置できるところとなっているところ（災害対策基本法（昭和32年法律第228号）第23条第1項、第23条の2第1項）、「被災者の保護」と「社会秩序の保全」を目的とする法を適用するうえでは、都道府県及び市町村において災害対応のための体制が確保されていることが必要不可欠であるため、各災害対策本部が設置されていることが必要と考えられる。

2. 災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する（発生している）蓋然性が高いこと。

＜具体的なチェック項目の例＞

- ・ 現に住家被害が発生している ⇒ 都道府県知事等において、直接又は間接を問わず、住家被害（倒壊・流出・浸水等）が発生した事実を覚知していること
- ・ 住家被害が発生する蓋然性が高い ⇒ 気象の状況から災害の切迫性が高まっていること（少なくとも、気象庁から「特別警報」が発令され、又は、市町村長から「緊急安全確保」が指示されている場合には適用を検討）
- ・ 住家被害が発生している蓋然性が高い ⇒ 震度6以上の地震が発生したこと
など

＜考え方＞

- ・ 法による救助対象は、「災害が発生」した市町村内において、当該災害により「被害を受け」「現に救助を必要とする者」とされているため（法第2条第1項）、「現に住家被害が発生している」、又は、「発生する（発生している）蓋然性が高い」場合は、法による応急的な救助が必要であり、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ その際、面的な広がりを持つ災害（地震、浸水等）の場合には、1棟でも住家被害が発生した事実があれば、その周辺の住家にも同様の被害が生じている蓋然性が高いことから、都道府県知事等において、直接又は間接を問わず、そうした事実を覚知している場合は、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 特別警報は、「予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合」に発令され（気象業務法第13条の2第1項）、また、緊急安全確保は、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合」に指示される（災害対策基本法第60条第3項）こととなっており、住家被害が発生する（発生している）蓋然性が高いことから、少なくとも、これらが発令・指示されている状況下では、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 「震度6」以上の地震においては、何らかの住家被害が発生する（発生している）蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。

期間の限定なし

3. 原則として避難所が開設され(*)、避難生活が継続すると見込まれること。

<具体的なチェック項目の例>

- ・ 一定規模の住家被害が発生していること

(*) 避難所が開設されていない場合でも、大規模な停電・断水、集落の孤立等が発生した事実を都道府県知事等が覚知し、かつ、それらの復旧・解消に一定期間を要することが見込まれること

など

<考え方>

- ・ 災害が発生したときは、遅滞なく、避難所を供与することが自治体の責務とされているところ（災害対策基本法第86条の6）、実際に「避難所が開設」され、かつ、「避難生活が一定期間継続すると見込まれる」場合は、法による応急的な救助が必要であり、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 「一定規模の住家被害が発生している」場合は、避難生活が継続する蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 電力会社等からの情報、今後の気象予測、人的・物的資源の状況等から、大規模な停電・断水、集落の孤立等が発生しており、かつ、それらの復旧・解消に一定期間を要すると見込まれる場合は、多数の者が継続的に救助を必要とする(*)蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。

(*) 災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）第2条第1号

以 上

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、中村
TEL 03-5253-2111（内線■■■■）
■■■■（直通）

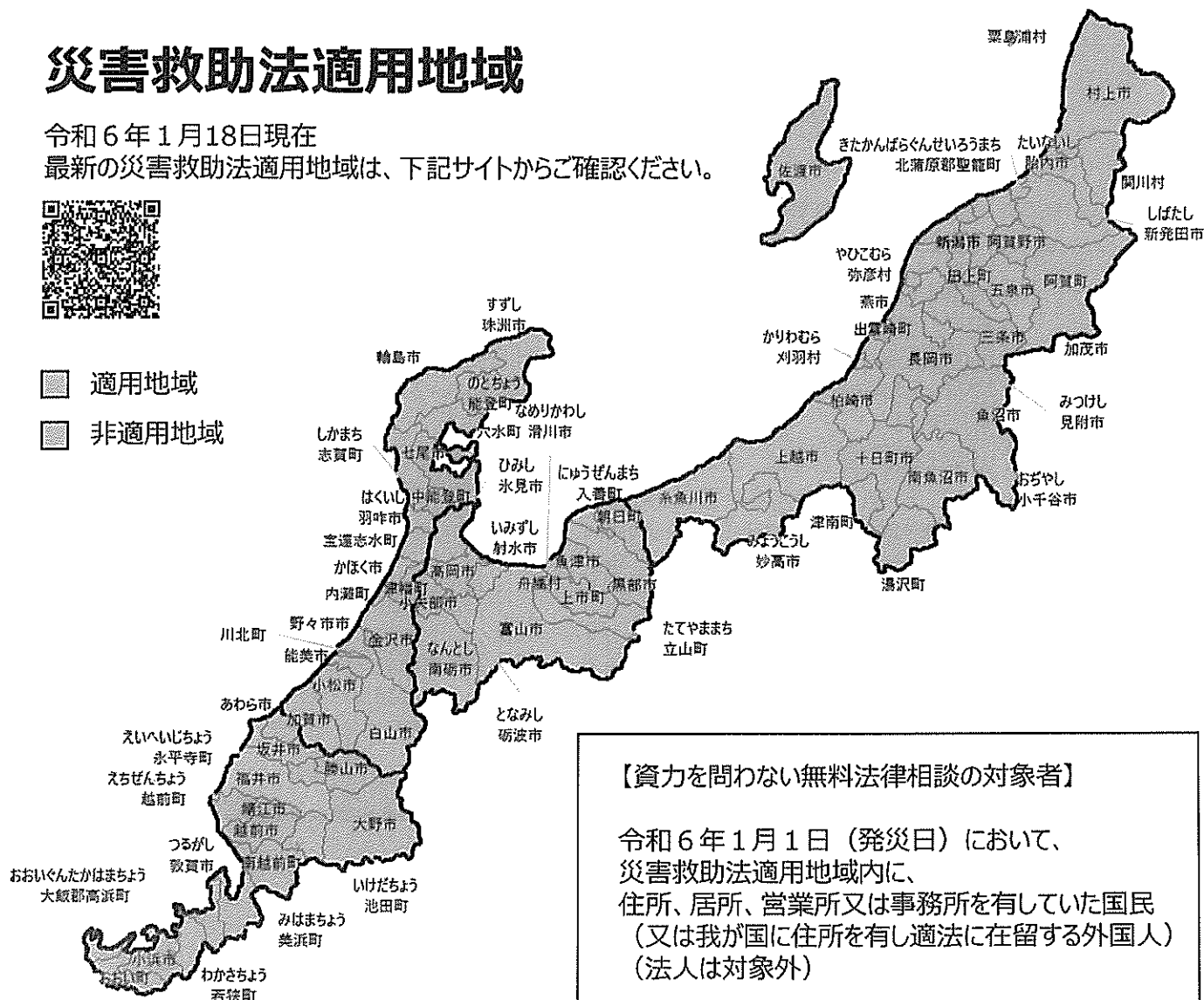
災害救助法適用地域

令和6年1月18日現在

最新の災害救助法適用地域は、下記サイトからご確認ください。



- 適用地域
- 非適用地域



【資力を問わない無料法律相談の対象者】

令和6年1月1日（発災日）において、
災害救助法適用地域内に、
住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民
（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）
（法人は対象外）

新潟県	新潟市（にいがたし）、長岡市（ながおかし）、三条市（さんじょうし）、柏崎市（かしわざきし） 加茂市（かもし）、見附市（みつけし）、燕市（つばめし）、糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし）、五泉市（ごせんし）、上越市（じょうえつし）、佐渡市（さどし） 南魚沼市（みなみうおぬまし）、三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもぎまち）
富山県	富山市（とやまし）、高岡市（たかおかし）、氷見市（ひみし）、滑川市（なめりかわし） 黒部市（くろべし）、砺波市（となみし）、小矢部市（おやべし）、南砺市（なんとし） 射水市（いみずし）、中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら） 中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち）、中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち） 下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち）
石川県	金沢市（かなざわし）、七尾市（ななおし）、小松市（こまつし）、輪島市（わじまし）、珠洲市（すずし） 加賀市（かがし）、羽咋市（はくいし）、かほく市（かほくし）、白山市（はくさんし）、能美市（のみし） 河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち）、河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）、羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちよう） 鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）、鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちよう）
福井県	福井市（ふくいし）、あわら市（あわらし）、坂井市（さかいし）

(1) - 1 避難所の供与

	一般基準	備 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり 340円以内	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所（次頁参照）を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
(ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名(食費・税込み)を目安とすること。)
- 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。

16

(1) - 2 福祉避難所の設置

	避難所の 一般基準	福祉避難所
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 340円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	同左
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。
(ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名(食費・税込み)を目安とすること。)
- 待養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。

17

(参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。

なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

主に生活環境の整備に関すること	主に衛生及び暑さ対策に関すること
○ 避難所としての壁、カーペットのレンタル※、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベッド等の購入 ○ 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル※ ○ 被災者のためのタオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、生理用品、市販薬等の購入、携帯電話の充電器等のレンタル※	○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）、仮設トイレ、授乳室の設置 ○ 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い ○ 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル※
主に食事に関すること (食生活のバランスのとれた食事のために)	主に避難所の設置に関すること
○ 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ ○ 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置（一つの調理先に頼って食材が確保できないように注意） ○ 被災者用の弁当等の購入	○ 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置 ○ 情報収集等のためのテレビ等のレンタル※
	主に要配慮者に関すること
	○ 高齢者用おむつの購入、ストーマ用器具等の器材、補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補給具のレンタル※ ○ 粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの購入 ○ 翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ

※ レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。

※ 令和2年7月豪雨災害において、熊本県入吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。

102

(2) 応急仮設住宅の種類

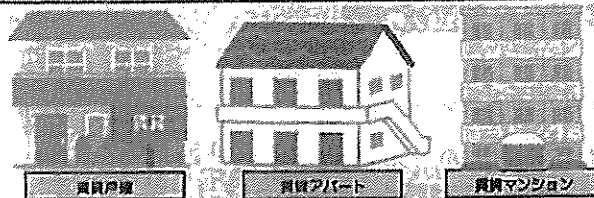
災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」及び「その他適切な方法」によるものに分類され、応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、迅速な供与が可能か、コストは適正か、仕様に問題がないか等を勘案し、地域の実情に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 賃貸型応急住宅

(みなし仮設住宅)

例：民間賃貸住宅の借上・提供



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与。

2. 建設型応急住宅

例：プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウスの設置など

※ 給排水配管、電気等の接続が必要



3. その他適切な方法

例：用途廃止した公営住宅、公有の倉庫等を改造して法による応急仮設住宅として提供



【参考事例】

令和2年7月豪雨災害において、熊本県入吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。

(2) - 1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
費用の限度額	1戸当たり平均 6,775,000円以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から20日以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年10月公布）

20

(2) - 2 応急仮設住宅の供与 【賃貸型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着 工 時 期	災害発生の日から速やかに提供	
救 助 期 間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 令和2年7月豪雨災害以降、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。（詳細は、22、23ページ（参考）応急修理期間中における応急仮設住宅の使用を参照）

21

(3) 炊き出しその他による食品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり 1, 230円以内	1人平均かつ3食という意味である
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

24

(4) 飲料水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

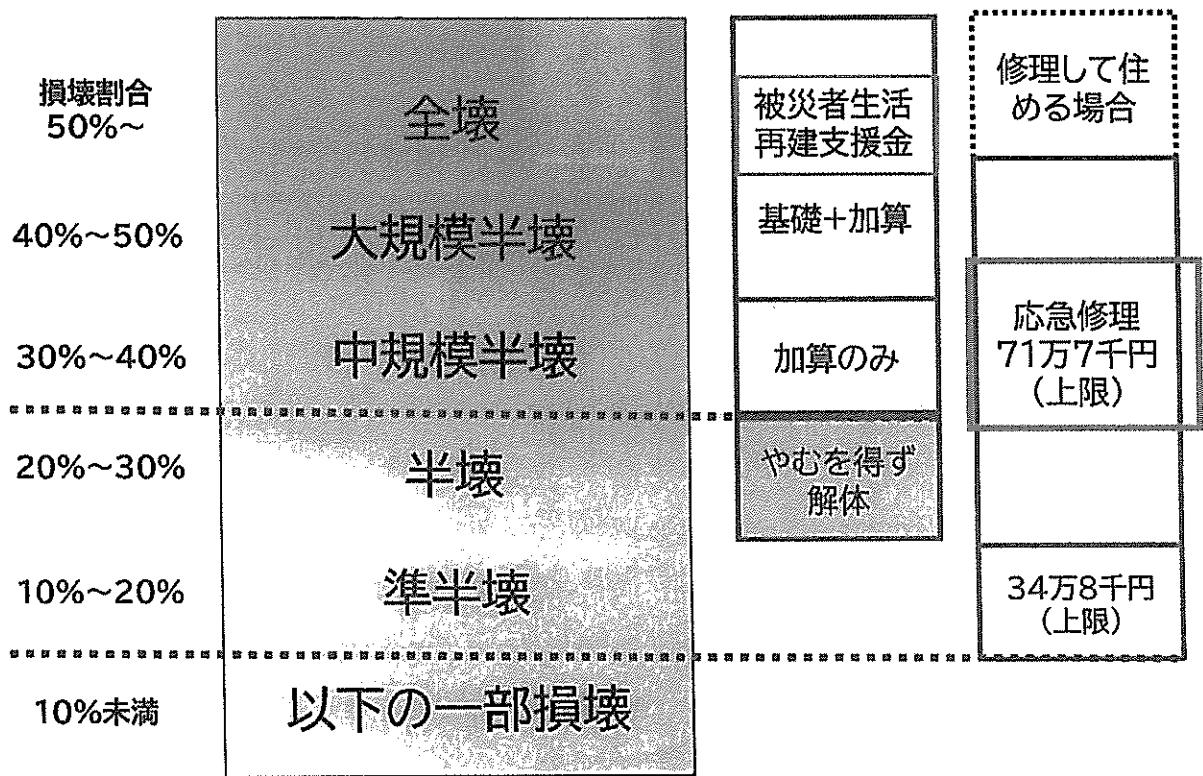
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
- 水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で 사용되는資材、薬品等は対象とならない。

25

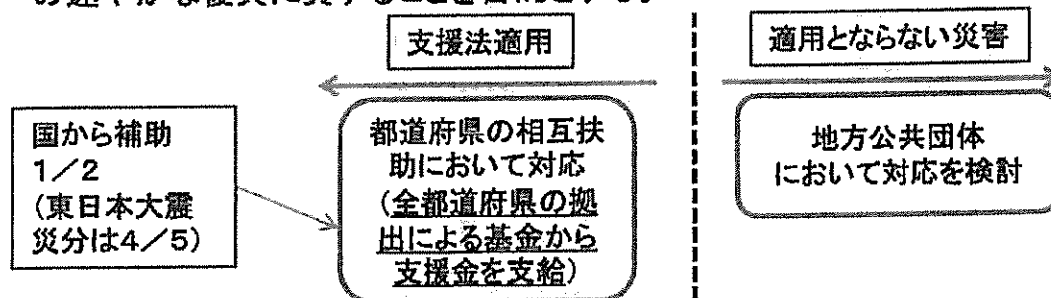
住家被害と支援制度の整理



被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村

- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県

- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)

- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)

- ⑥ ①～③の都道府県(※)が2以上ある場合に、
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

(※) ①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

- 42都道府県において独自支援制度を創設済み。
 ○このうち、30都道府県においては、恒久的的制度として最大300万円を支給する独自支援制度を創設済み。
 ○この他、恒久的的制度ではないが、8県において最大300万円を支給する独自支援制度を創設したことがある。

		区分			実施地区 との 併給	名 称	創設 年度	対象とする自然災害の被災内容	対象とする災害種別(最大支給額(万円))								計算単位割合				制度の 開始時期	
		①	②	③					地震	風水 津波	大規模 地震	中規模 地震	半壊	床上 浸水	その他	地震災害 以外	被災地区 1/2 市町村 1/2	それ以外 の割合	支援の 対象となる 災害種別			
1	北海道	○	○	○	○	北海道自然災害に 係る被災者生活再建支援金	○	北海道は半壊が1世帯でも発生した災害	30	-	-	-	18	10	-	-	○	-	-	-	平成24年	
2	青森県	-	○	○	-	青森県被災者生活再建支援金	○	1以上の世帯が被災した自然災害 その被害が1世帯にのみ限られる自然災害	300	300	300	150	100	-	-	-	○	-	-	-	平成12年	
3	宮城県	-	○	-	-	福島県沖を震源とする地震に 係る被災者生活再建支援金	-	令和2年2月13日発生福島県沖地震 令和2年2月16日発生福島県沖地震	300	300	300	150	100	-	-	-	○	-	-	-	令和2年 2月13日 発生した 福島県沖 地震から 開始	
4	秋田県	○	○	○	○	災害復興委員会	○	地震、噴火、風水、津波、その他 自然災害による被害 (災害種別は別添)	40	-	-	-	20	20	20	-	○	-	-	-	平成17年	
5	山形県	-	○	○	-	山形県被災者生活再建支援金	○	地震、噴火、風水、津波、津波、その他 自然災害による被害(津波、噴火を除く)	300	300	300	150	100	-	-	-	-	-	-	-	平成11年 4月1日 発生した 東北地方 太平洋沿 い地震	
		○	○	○	○	(中規模 を含む 2)	山形県被災者生活再建支援金	○	地震、噴火、風水、津波、津波、津波、その他 自然災害による被害(津波、噴火を除く)	30 津波を除く	-	-	20 津波を除く	20	20	10 津波を除く	10 津波を除く	○	-	-	-	平成11年 4月1日 発生した 東北地方 太平洋沿 い地震
		-	○	○	-	福島県被災者生活再建支援金	○	福島県内又は福島県に隣接する 地域に発生した自然災害による被害	300	300	300	150	100	-	-	-	○	-	-	-	令和2年 2月13日 発生した 福島県沖 地震	
		○	○	○	-	令和5年台風第12号に係る被災者生活再建支援金	-	令和5年台風第12号に係る被災者生活再建支援金	-	-	-	-	-	-	10	10	10	○	-	-	-	令和5年 10月25日 発生した 台風第12号
7	茨城県	○	○	○	-	令和5年台風第12号に係る被災者生活再建支援金	-	令和5年台風第12号に係る被災者生活再建支援金	-	-	-	-	-	10	10	10	○	-	-	-	令和5年 10月25日 発生した 台風第12号	
		○	○	○	-	被災者生活再建支援金	○	1. 県内において、被災者生活再建支援金が適用された災害 2. 3の災害と同一の範囲で発生したその他の災害種別の災害	5	-	-	5	5	5	5	-	○	-	-	-	令和11年 11月24日	
		○	○	-	-	被災者生活再建支援金	○	1. 県内において、被災者生活再建支援金が適用された災害 2. 3の災害と同一の範囲で発生したその他の災害種別の災害	300	300	-	150	100	20	-	-	-	-	-	-	-	令和11年 11月24日
		-	-	○	-	被災者生活再建支援金	○	1. 県内において、被災者生活再建支援金が適用された災害 2. 3の災害と同一の範囲で発生したその他の災害種別の災害	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地域

【注】
 ① 文部科学省災害対策本部において支援
 ② 文部科学省災害対策本部において支援
 ③ 文部科学省災害対策本部において支援

	区分	①	②	③	支拂上の 名称	名 称	借入 制度	対象とする自然災害の被災内容	対象とする被害程度(最大被災額(万円))										財源負担割合			被災の 発生時期	被災の 発生時期
									全壊	解体	基礎 損壊	大規模 半壊	中規模 半壊	中等	床上 浸水	その他	総額内 金 額	被災内 金 額 1/2 市町村 1/2	被災内 金 額 1/2 市町村 1/2	被災内 金 額 1/2 市町村 1/2	被災内 金 額 1/2 市町村 1/2		
8	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	全壊・大規模半壊等が1世帯でも発生した災害	200	200	200	250	100	-	-	-	-	○ (高金砂災)	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度
9	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	1世帯以上の住宅全壊被害等が発生した自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
10	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	10	-	-	5	5	5	2	-	○	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
11	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	300	300	200	250	100	-	-	-	-	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
12	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	-	-	-	-	-	50	-	-	-	○	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
13	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	10	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
14	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	300	300	-	250	100	-	-	-	-	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
15	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	200	200	300	250	200	100	-	-	-	○	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
16	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	400	400	400	300	150	50	50	-	-	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	
17	市 市 県	-	○	○	-	昭和三十九年度生活保護費 昭和三十九年度生活保護費 (昭和三十九年度生活保護費)	○	昭和三十九年度生活保護費等が発生した自然災害	400	400	400	300	150	50	50	-	-	-	-	-	昭和三十九年度 昭和三十九年度	昭和三十九年度	

【区分】
 ① 昭和三十九年度生活保護費
 ② 昭和三十九年度生活保護費
 ③ 昭和三十九年度生活保護費

		区分			関係 上の 資料	名 称	国 庫 文 書	対象とする災害の経緯内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))										対象となる市町村				関係の 関係機関
		①	②	③					全壊	半壊	全壊 総数	半壊 総数	半壊 率	全壊 率	その他	被災者 数	被災者 数	被災者 数	被災者 数				
15 富 山 県	○	-	-	○	令和5年7月12日からの大雨による災害 にかかわる災害救助金	○	令和5年7月12日からの大雨	10	-	-	5	5	5	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
	○	○	-	○	令和5年7月12日からの大雨による災害 にかかわる災害救助金	-	令和5年7月12日からの大雨	10	-	-	5	5	5	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
	-	○	○	-	富山県災害生活支援事業補助金	○	県内又は被災市町村において被災者生活支援金が適用された市町村が1以上ある市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
16 富 山 県	○	○	-	-	富山県災害生活支援事業補助金	○	県内において被災者生活支援金が適用された市町村が1以上ある市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.20 (15.7.20)		
	○	○	○	○	富山県災害生活支援事業補助金	○	災害救助法第2条第1項に規定する救助を行った場合	10	10	10	10	10	10	-	-	○	-	-	-	-	15.7.20		
	○	○	○	○	富山県災害生活支援事業補助金	○	1. 原則として災害救助法の適用がな かつ市町村が災害救助法第2条第1項に規定する救助を行った場合 2. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 3. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 4. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 5. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 6. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 7. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 8. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 9. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 10. 1の災害と同一の災害で被災した市町村	5	-	-	2	2	2	-	-	○	-	-	-	-	15.7.20		
17 福 井 県	○	○	-	○	福井県災害生活支援事業補助金 (令和5年7月12日からの大雨による災害)	-	令和5年7月12日からの大雨による災害	400	400	-	300	150	50	50	-	-	-	-	-	-	15.7.12		
	-	○	-	-	福井県災害生活支援事業補助金 (令和5年7月12日からの大雨による災害)	-	令和5年7月12日からの大雨による災害	300	300	-	250	100	50	-	-	-	-	-	-	-	15.7.12		
	-	○	○	-	福井県災害生活支援事業補助金 (令和5年7月12日からの大雨による災害)	○	県内において被災者生活支援金が適用された市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
18 山 梨 県	○	○	○	○	山梨県災害生活支援事業補助金	○	県内において10人以上の世帯が被災した場合	3	-	-	1	1	1	1	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
	○	○	○	○	山梨県災害生活支援事業補助金	○	1. 県内の一の市町村の区域内において、 2. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 3. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 4. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 5. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 6. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 7. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 8. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 9. 1の災害と同一の災害で被災した市町村 10. 1の災害と同一の災害で被災した市町村	20	-	-	10	10	10	2	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
	○	○	○	○	山梨県災害生活支援事業補助金	○	県内において被災者生活支援金が適用された市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
19 浜 路 県	○	○	○	○	山梨県災害生活支援事業補助金	○	県内において被災者生活支援金が適用された市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
	○	○	○	○	山梨県災害生活支援事業補助金	○	県内において被災者生活支援金が適用された市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		
	○	○	○	○	山梨県災害生活支援事業補助金	○	県内において被災者生活支援金が適用された市町村	300	300	300	150	100	100	-	-	○	-	-	-	-	15.7.12		

【注】
① 文書は適用災害で、適用市町村において実施
② 文書は適用災害で、適用市町村において実施
③ 文書は適用災害で、適用市町村において実施

	区分			支援法上の 分類	名 称	優先 順位	対象とする自然災害の種類	対象とする被害額(最大支援額(万円))										対象となる市町村			制度の 開始時期	
	①	②	③					全世帯	世帯 数	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他	制度内 金 額	対象市町村 1/2	対象市町村 1/2	それ以外 の割合	近隣の 被災する 市町村			
20 収 入 者	○	○	○	○ (中規模 世帯)	経済困難に陥る世帯・ 住宅再建支援事業員補助金	○	市内又は隣接市町内で災害に被災した世帯及び世帯 が特に必要と認められた世帯	300	300	300	250	100	50	50	-	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	-	被災地域	1016.12.10	
21 研 究 費	-	○	○	-	防災教育・防災訓練支援事業員補助金	○	支援法の対象とならない被害額の被害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	-	1011.11.12	
	-	○	○	-	被災者生活再建支援事業員補助金	○	○被災者生活再建支援法の対象となる世帯の被害 ○市町村が被災者に被災者生活再建支援金を支給した 場合に、県は当該市町村に対し経費を交付する	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	1100.4.1	
22 災 害 救 済	○	○	○	○	災害見舞金	○	1. 災害救助法が適用されたとき 2. 被害が次の2つ以上に達する災害 ①市(区)町村以上で被害 ②200世帯以上の世帯被害 ③死者12人以上又は重傷者10人以上の被害が発生	10	-	-	-	5	5	2	-	-	○	-	-	-	257	
23 災 害 救 済	○	○	-	-	三重県災害見舞金	○	被災者生活再建支援法適用世帯	10	-	-	0	0	0	2	-	-	○	-	-	-	1029.10.22	
	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町において全世帯(世帯)被災被害が世帯以上で、 かつ、死者が必要と認めるとき	5	-	-	-	3	3	2	-	-	○	-	-	-	040.6.1	
24 災 害 救 済	○	○	○	○ 106	災害救助法による被災者生活再建支援制度	○	1. 市内で世帯以上の住宅に全壊被害が発生した 世帯発生 2. その世帯等と被災者生活再建支援法により対象とし た世帯発生	300	300	-	250	115	110	50	-	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	-	被災地域	1128.4.1	
25 災 害 救 済	○	○	-	○	大規模自然災害に際する被災者生活再建支援制度 住宅再建支援事業員補助金	○	市内で被災者生活再建支援法が適用された世帯発生等 ①市(区)町村以上で被害 ②いずれかの都道府県で支援法が適用された世帯発生 ③市町村において支援法の適用基準の額を3分の1以上の 被害	150	-	-	100	150	150	50	-	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	-	被災地域	1016.11.14	
	○	○	-	-		○		200	-	-	250	150	150	50	-	-	-					
26 災 害 救 済	○	○	○	○	地震発生後住宅再建特別貸付 (住宅再建特別貸付)	○	自然災害 ※年額1500万円の貸付金限度で、 住宅の再建等に最大50万円補助 ※総額200万円の貸付金限度で、標準貸付額を交付	600	-	-	600	600	600	-	-	-	-	-	-	加入者からの 共済共済金	1013.3	
27 災 害 救 済	○	○	○	○	地震発生後住宅再建特別貸付 (被災者生活再建特別貸付)	○	市町村 ※年額1500万円の貸付金限度で、 住宅の再建等に最大50万円補助 ※総額200万円の貸付金限度で、標準貸付額を交付	50	-	-	25	15	25	15	-	-	-	-	-	加入者からの 共済共済金	1022.9	
28 災 害 救 済	○	○	○	○	災害見舞金	○	一の市町の区域外の被害額が10以上の世帯発生 全世帯発生(1世帯=1、半壊1世帯=0.5等として算定)	20	-	-	-	10	10	5	-	-	○	-	-	-	242.6	
29 災 害 救 済	○	○	○	○	被災者生活再建支援金	○	自然災害(災害救助法が適用されない) ※自然災害以外の災害であっても、知事が必要と認めた 場合は支給可能	1	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-	101.4.1	
30 災 害 救 済	○	○	○	○	被災者生活再建支援金	○	1. 市内で世帯以上の住宅に全壊被害が発生した世帯 2. 一の市町の区域において 3. 被害額以上の住宅が全壊した世帯 4. 一の市町において被害額の1/2以上かつ 5. 被害額以上の住宅が全壊した世帯 6. 上記のほか、 被災地域における地域社会の被害を招く 恐れのある被害が発生した世帯	300	300	300	250	100	100	-	-	-	-	-	県: 1/10 市町村: 1/10	-	被災地域	1013.7.6
31 災 害 救 済	○	○	○	○	被災者生活再建支援金	○	被災者生活再建支援法が適用された世帯発生等 ①市(区)町村以上で被害 ②いずれかの都道府県で支援法が適用された世帯発生 ③市町村において支援法の適用基準の額を3分の1以上の 被害	300	300	300	250	100	100	-	-	-	-	-	県: 8/10 市町村: 1/2 市町村: 1/2	(組合・会 市町村)	一般世帯の災 害(地震・火災) 被災者生活再 建支援金	

【区分】
① 支援法適用災害で、該当市町村において支援
② 支援法適用災害で、該当市町村において支援
③ 支援法が適用されない災害で支援

4/5ページ

	区分			支援決定の 時期	名 称	採入 制度	対象とする自治体等の被災内容	対象とする被害程度(被災支援額(万円))										被害率割合			制度の 開始時期	
	①	②	③					全壊	倒壊	半壊	床上 浸水	その他	被災割合 1/2以上 市町村 1/2以下	被災割合 1/2以上 市町村 1/2以下	被災割合 1/2以上 市町村 1/2以下	被災割合 1/2以上 市町村 1/2以下	被災割合 1/2以上 市町村 1/2以下					
19 鳥 取 県	○	-	○	鳥取県被災者生活再建支援制度	○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度に基づき(支援 金を支給した場合には、被災者生活再建支援 金を生活再建支援補助金に交付する)	-	-	-	-	60 (被害者の 被害で 被災者 の生活 に支障 が生じた 場合)	-	-	-	-	-	-	鳥 取 県 市町村 1/2以上 市町村 1/2以下	被災地域 (基金、金 庫等)	H11.A.1		
	○	○	-		○	被災者の対象とならない被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	200	200	200	250	100	100	-	-	-	-	-	鳥 取 県 市町村 1/2以上 市町村 1/2以下	被災地域 (基金、金 庫等)	H11.A.1		
20 山 口 県	○	○	○	○	山口県被災者生活再建支援制度	○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	5	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.2	
21 宮 崎 県	-	○	-	宮崎県被災者生活再建支援制度	○	県内で被災者が発生した被害 (被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	200	200	200	250	100	-	-	-	-	-	○	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.2	
	○	○	○		○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	50	-	-	10	10	10	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.2	
22 山 口 県	-	○	-	山口県被災者生活再建支援制度	○	県内で被災者が発生した被害 (被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	200	200	200	250	100	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H11.B.1	
	○	○	○		○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	10	-	-	10	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H11.B.1
23 宮 崎 県	○	○	-	宮崎県被災者生活再建支援制度	○	県内で被災者が発生した被害 (被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	200	200	200	250	112.5	112.5	75	-	-	-	-	-	鳥取 県市町村 1/2以上 市町村 1/2以下	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.15	
	○	○	○		○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.1
24 佐 賀 県	○	○	○	○	佐賀県被災者生活再建支援制度	○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	75	75	75	75	37.5	37.5	22.5	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.2	
25 山 口 県	-	○	-	山口県被災者生活再建支援制度	○	県内で被災者が発生した被害 (被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	200	200	200	250	100	-	-	-	-	-	○	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.2
	○	○	-		○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	100	100	100	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)
26 山 口 県	○	○	○	山口県被災者生活再建支援制度	○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	10	-	-	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)	H12.A.11
	○	○	○		○	被災者の対象となった被害者の被害 (市町村が被災者生活再建支援制度と同等の 内容の支援金を支給した場合には、被災者生活再建 支援金を生活再建支援補助金に交付する)	10	-	-	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地域 (基金、金 庫等)

[区分]
① 支援金適用災害で、被災者生活再建支援制度
② 支援金適用災害で、被災者生活再建支援制度
③ 支援金が適用されない災害で支援

		区分			支援法 上の 資格	名 称	継続 制度	対象とする自治体等の支援内容	対象とする支援限度(最大支給額(万円))										対象自治体割合				制度の 開始時期
		①	②	③					全額	国庫 負担	県庫 負担	市町村 負担	市庫 負担	市上 庫庫	その他	都道府県 負担	市町村 負担 1/2 市町村 1/3	それ以外 の割合	定額の 負担する 市町村				
26	国 庫 庫	-	○	○	-	防災関係民生生活再建支援制度	○	県内で発生した自然災害で、被災者生活再建支援制度の対象とならないもの	100	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	-	181.3.19	
		-	-	○	-	防災関係民生生活再建支援制度	○	・火災(自然災害に起因するものに限る。) ・洪水、津波、地震、噴火等の災害により、5世帯以上の 世帯が被災したこと。 ・被害その他の災害により交通が遮断し、被害その他の 生活必需品が不足し、自力で回復不能の被害が 5世帯以上発生した災害。	1以上 第1	-	-	1以上 第2	1以上 第2	-	-	○	-	第3	-	-	118.8.27		
27	国 庫 庫	-	○	○ 第7	-	防災関係民生生活再建支援制度	○	・本県又は隣接県で災害が激甚な自然災害 ・本県又は隣接県で災害が激甚な自然災害が適用される自治体等 (支援対象外の市町村) ・国庫負担=国庫負担、県庫負担、市町村負担	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	第1/2 市町村1/3	被災地域	13.7.13		
28	国 庫 庫	○	○	-	-	防災関係民生生活再建支援制度	○	・国庫負担が適用された災害 (災害発生等)によって対応することとし、 大枠(大枠)のみを決定	300	-	-	100	-	10	10	-	○	-	-	-	-	118.8.21	
29	大 分 庫	-	○	○	○ 第6	大分県民生生活再建支援制度	○	・全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害 (全ての災害)	300	300	-	100	100	100	10	-	-	○	-	-	-	被災地域	118.8.1
40	大 分 庫	○	○	○	○	市町村・市町村災害対策委員会	○	・全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊(床上浸水)の 被害が発生した災害 (全ての災害)	20	-	-	10	10	10	10	-	-	○ (高台対策)	-	-	-	全市町村	119.4.1
41	大 分 庫	-	○	-	-	市町村・市町村災害対策委員会	○	・支援対象が適用された災害 (支援対象外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○ (高台対策)	-	-	-	全市町村	13.2.11
42	大 分 庫	○	○	-	○ 第9 の外	防災関係民生生活再建支援制度	○	県内で支援対象が適用された災害	70	-	-	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	118.8.28	
43	大 分 庫	○	○	○	○	防災関係民生生活再建支援制度	○	県内で発生した、天然災害その他の災害 (災害発生等)	5	-	-	2	2	2	-	-	○	-	-	-	-	147.10.11	
合計 (26年度)		41	82	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	

※1(佐賀) 1人増すごとに1万円を加える
 ※2(佐賀) 1人増すごとに8千円を加える
 ※3(佐賀) 県は市町村において、上記の両県以上を定めた場合に支給する
 ※4(佐賀) 市町村が災害の被害を受けた小規模事業者
 ※5(佐賀) 県上庫以上の被害を受けた、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象期間において
 ※6(佐賀) 県上庫以上の被害を受けた、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象期間において
 ※7(佐賀) 支援対象が適用された災害のうち、本県又は隣接県で災害が適用される自治体等によって支援。

【区分】
 ① 支援助成金で、国庫・県庫・市町村において支援
 ② 支援助成金で、国庫・県庫・市町村において支援
 ③ 支援助成金で、国庫・県庫・市町村において支援

4/11ページ

別 紙
(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用して
いる建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

(第1号様式)

り 災 証 明 書

世帯主住所

沖縄県那覇市首里石嶺町

氏 名

災害の原因

① 風水害

2. 震火災

3. その他

被災年月日

令和6年6月14日

害

被災場所

沖縄県那覇市

状

況

被災程度

1
住
家

(1) 全

壊

(焼)

(4) 中規模半壊

(7) 一部損壊

(2) 流

失

(5) 半

壊

(8) 床上浸水

(3) 大規模半壊

(6) 準半壊

(9) 床下浸水

2

人

員

(1) 死

亡

名

(3) 重

傷

名

(2) 行方不明

名

(4) 軽

傷

名

備

考

摘

要

令和6年6月11日から大雨による浸水被害

(※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。)

市役所での手続き、その他手続きに必要なため

上記のとおり、被災したことを証明する。

令和6年6月18日

那覇市長 知念 寛

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

令和6年5月改定でわざわざ目立つように追記

令和6年5月
内閣府（防災担当）

【 総 則 】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政訪第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

なお、市町村が、地域の実情、災害の損壊等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。

2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に達しない（一部損壊）」の6区分とする。「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
住家全壊 （全壊・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、燃焼、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、流失等しくは焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が60%以上に達した程度のものである。
住家半壊 （半壊）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものである。

研
修
費

している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

7. 部位別構成比の取扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位に係る施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切な、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

9. 集合住宅の取扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

※建築物の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は建築物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定する。水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し、認定することも必要である。

10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、被災者にこれらの判定・調査の混同が生じないよう、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。

応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順序の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・移陸」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同仕下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・移陸又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

11. 調査結果の記録等

調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理しておく。

12. その他

国は住家の被害認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、必要に応じて被害認定に係る参考資料を整備する。

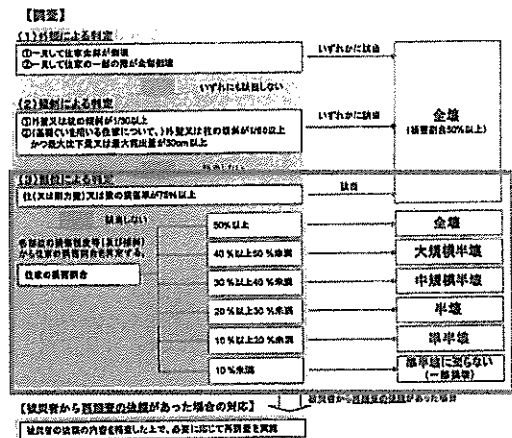
都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、平時における被害認定調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実施の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であると考える。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定調査経験者や関係機関の活用、都道府県内あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援・協力体制を整えておくことが必要である。

【非木造】

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

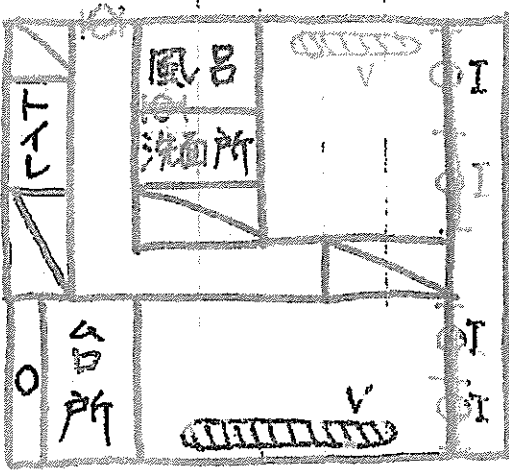
<被害認定フロー（水害による被害 非木造）>



[illegible]

住宅被害認定 調査票 水害 非水害-2	調査票 番 号	202106200221
----------------------------------	------------	--------------

(/)階平面図



※床は程度Ⅲ 100%

内部仕 設備○

建具 トー

		住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」とする。
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	傾斜による判定は行わず、部位による判定を行う。

(3) 部位による判定

住家を「柱（又は耐力壁）」「床・梁」「外部仕上・経路・屋根」「内部仕上・天井」「塀・土留」「設備等（外部階段を含む）」に区分し、各部位の損傷率（各部位の被害の程度）を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比（P2-50表参照）を乗じたもの（部位別損害割合）の合計（住家の損害割合）を算定する。

【2階建等の住家における1階等の被害を考慮した損害割合の算定】

2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあっては、各部位（基礎を除く。）について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、P2-50表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。

- ①各部位のうち、1階（1階以外の階で、台所、食室及び居間の全ての室を有する階が存する住家にあつては、当該階）に存する部分に係る損害割合を1.25倍した割合
- ②各部位のうち、1階（1階以外の階で、台所、食室及び居間の全ての室を有する階が存する住家にあつては、当該階）以外の階に存する部分に係る損害割合を0.5倍した割合

なお、①及び②において各階の損害割合に乘じる係数（1.25及び0.5）は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2:1程度の住家を想定して、設定した係数である。住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乘じる係数を算定することも必要と考えられる。

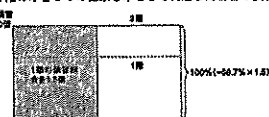
（参考：各階の損害割合に乘じる係数の考え方）

1階と2階の床面積比が2:1である住家を標準モデルとして、住家全体で判定した場合の損害割合（ⅰ）と1階のみを1つの住家とみなして判定した場合の損害割合（ⅱ）の平均値（ⅲ）を当該住家の損害割合とするという考え方に基き、各階の損害割合に乘じる係数を算定している。

(ⅰ) 住家全体で判定した場合の損害割合



(ⅱ) 1階のみを1つの住家とみなして判定した場合の損害割合



(ⅲ) (ⅰ)と(ⅱ)の平均値



※(ⅰ)～(ⅲ)のいずれも斜線部分の割合が、それぞれの方法により算定された住家の損害割合を表す。

住家の損害割合が50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満を「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

＜表 非木造住家の部位別構成比＞		
部位名称	構成比	
柱（又は耐力壁）	50%	
床・梁	10%	
外部仕上・経路・屋根	10%	
内部仕上・天井	10%	
建具	5%	
設備等（外部階段を含む。）	【住家外】	5%
	【住家内】	10%

【(2) 傾斜による判定】により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/30未満と判定

された場合は、

- ①「傾斜」(＝20%) + 「外郭仕上・経路・風損」 + 「内部仕上・天井」 + 「建具」
+ 「設備等(外部階段を含む)」の各損害割合の合計
(「柱(又は耐力壁)」、「床・梁」の損害割合を「傾斜」の損害割合(＝20%)に置き換える。)

②全ての部位別損害割合の合計
のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱(又は耐力壁)又は梁については、その損傷程度によっては最良のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

(図) 鉄骨造：梁の局部座屈(再掲)



B. 鉄筋コンクリート造

(1) 調査箇所

【床】

各階の床板、畳、床仕上材

【梁】

柱と梁の接合部又は梁本体

(2) 主な損傷

【床】

- ・仕上材の剥離、浮き、ひび割れ(幅約0.2mm以上)、変形等
- ・浸水による床板の汚損、浮き、畳の吸水・膨張による汚損又は機能損失
- ・浸水による合成樹脂系床材(ビニル床シート・リノリウム等)の汚損・剥離・損傷
- ・浸水によるフローリング材の汚損・層間剥離・割れ・浮き上がり・沈下
- ・浸水による下地材の吸水・膨張による汚損等

【梁】

- ・接合部又は梁本体の破断
- ・コンクリートのひび割れ、はがれ、鉄筋の変形等

(3) 損傷の判定

【床】

床仕上部分が次頁表のような損傷を受けたとき、その仕上部分が覆っていた床面積を損傷床面積とする。

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷床面積}}{\text{全床面積}} \times \text{各部分の損傷程度}(\%)$$

※床の各部分の損傷程度が異なる場合には、床全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

【梁】

下表のような損傷を受けた梁を損傷梁とする。梁の被害は、建物全体で面的に広がることを想定されるため、住家全周の見附面積（いわゆる正面面積）に対する、損傷梁が含まれる部分の面積の割合を算出する。

なお、梁の損傷率が 75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷梁を含む部分の面積}}{\text{住家全周の見附面積}} \times \text{各梁の損傷程度 (\%)}$$

床、梁について各々調査を行い、損害割合が異なる場合には、最も大きな数値をとり、当該項目の損害割合とする（ただし床の損傷率が 75%以上となる場合、当該住家はそれをもって直ちに「全壊」とは判定しない）。

＜表 床・梁（構成比 10%）＞

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	【床】 - 一部にわずかなひび割れ（幅約 0.2mm～1mm）やはがれが生じている。 - 床仕上・畳に損傷が生じている。 【梁】 - 近寄らないと見えにくい程度のひび割れ（幅約 0.2 mm以下）が生じている。	10%
II	【床】 - 各所にひび割れ（幅約 0.2mm～1mm）やはがれが生じている。 - 床仕上・畳に著しい損傷が生じている。 - 浸水により床板の汚損が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 - 浸水により床板に著しい浮き、ずれが生じている。 【梁】 - 肉眼ではっきりと見える程度のひび割れ（幅約 0.2 mm～1 mm）が生じているもの、コンクリートの剥離が生じていない。	25%

III	【床】 - 全体にひび割れ（幅約 0.2mm～1mm）やはがれが生じている。 - 床仕上・畳の大部分に著しい損傷が生じている。 - 浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 - 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下等が見られる。 - 浸水により下地材の浸水・膨張が見られる。 - 浸水により畳の浸水・膨張による繊維損失が見られる。 【梁】 - 比較的大きなひび割れ（幅約 1mm～2mm）が生じているが、コンクリートの剥離は僅くわずかであり、鉄筋は露出していない。	50%
IV	【床】 - 全体にひび割れ（幅約 1mm～5mm）や、仕上部分の剥離が生じている。 【梁】 - 大きなひび割れ（2mmを超える）が多数生じ、コンクリートの剥離も激しい。鉄筋が露出しているものの鉄筋の変形は見られない。	75%
V	【床】 - 全体が変形し、仕上の大部分が剥離している。 【梁】 - 鉄筋が大きく露出しており、鉄筋の曲がり・破断が見られる。内部のコンクリートも崩れ落ち、部材の軸心がずれている。	100%

（例 1）床

全床面積の 1/4 に相当する部分の損傷程度が I、1/2 の部分の損傷程度が II である場合

$$\begin{aligned} \text{損傷率} &= (\text{程度 I の部分} / \text{全床面積}) \times 10\% + (\text{程度 II の部分} / \text{全床面積}) \times 25\% \\ &= (1/4) \times 10\% + (1/2) \times 25\% \\ &= 2.5\% + 12.5\% = 15\% \end{aligned}$$

（例 2）梁

損傷程度が II の梁を含む部分の面積が、住家全周の見附面積の 1/4 で、損傷程度が IV の梁を含む部分の面積が、住家全周の見附面積の 1/4 である場合

$$\begin{aligned} \text{損傷率} &= (1/4) \times 25\% + (1/4) \times 75\% \\ &= 6.25\% + 18.75\% = 25\% \end{aligned}$$

※例 1 と 2 の場合、当該項目の損傷率は 25% となる。

1-4. 内部仕上・天井

(1) 調査箇所

【内部仕上】合板壁やボード（クロス等の壁紙を貼ったものを含む。）の仕上面及び下地材

【天井】天井板、仕上部分、下地材

(2) 主な損傷

【内部仕上】

- ・目地切れ、すれ、剥離、ひび割れ（幅0.3mm以上）、脱層、浮き等
- ・浸水による壁クロスの汚損・表面劣化、下地材・パネルの腐水・膨張・不陸、断熱材の腐水による機能損失

【天井】

- ・天井板の隙間、浮き、不陸、垂れ下がり、歪み、剥離等
- ・浸水による天井仕上の剥離、表面劣化、天井板、下地材の腐水、膨張、不陸等
- ・浸水による天井板等の機能損失

通常の補修（色むら考慮）の考え方。色むら等で広範囲で必要なら広範囲となる

(3) 損傷の判定

【内部仕上】

① モルタル塗り仕上の壁及びしっくい塗り仕上の壁の場合
損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、次頁表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、天井高を高さとして損傷内表面を算出する。

② 合板壁やボードの場合

合板やボード1枚を単位として判定し、ボードに次頁表のような状態が発生している場合は損傷とする。

【天井】

損傷天井面は、補修の見切りのつく範囲までとし、住家の全天井のうちで次頁表のような損傷のある天井が占める割合を求める。

各々の損傷の状況は次頁表のとおり。

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内部仕上・天井面積}}{\text{全内部仕上・天井面積}} \times \text{各部分の損傷程度} (\%)$$

※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

※建具（サッシ・ドア等）の上下に接する内壁（腰壁・垂れ壁）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

2-67

一部分浸水の場合でも広範囲で機能損失

<表 内部仕上・天井（構成比10%）>

損傷程度	損傷の例示	損傷程度
I	【内部仕上】 ・塗り壁隅部にわずかなひび割れが生じている。 ・内装合板にわずかなすれが生じている。 ・ボードの目地部にわずかなすれが生じている。 【天井】 ・天井板にわずかな隙間が生じている。	10%
II	【内部仕上】 ・内装合板に隙間が生じている。 ・内装合板にすれが生じている。 ・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやすれが生じている。 【天井】 ・天井板に隙間が生じている。	25%
III	【内部仕上】 ・内装合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・ボードの目地部に著しいすれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅内部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗料の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。 【天井】 ・天井面にわずかな不陸が生じている（天井面で見える場合は見切りは不要。調査する内装1面を損傷程度50%の損傷として算定する。） ・天井板の浮きが生じている。 ・天井面に亀裂が生じている。 ・浸水により天井仕上（クロス等）の剥離・表面劣化が見られる。（下地材の交換を要しない程度）	50%
IV	【内部仕上】 ・内装合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥離している。 ・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 【天井】 ・天井面に歪み、不陸が見られる。 ・天井板のすれが見られる。 ・天井面に剥離が見られる。	75%
	【内部仕上】 ・全ての仕上材が脱落している（見切りは不要。調査する壁1面を100%の損傷として算定する。） ・浸水により下地材・パネルの腐水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の腐水による機能損失が見られる。 【天井】 ・天井面に著しい不陸が見られる。 ・天井板が脱落している。 ・浸水により天井材の腐水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。（再使用が不可能な程度）	100%

（例）全内部仕上・天井面積の1/4に相当する部分の損傷程度が1で、1/2の部分の損傷程度がⅡである場合

$$\text{損傷率} = (1/4) \times 10\% + (1/2) \times 60\% = 2.5\% + 30\% = 32.5\%$$

2-68

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応

調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

住家被害認定調査票の写し

2.1 揺れによる建物被害

前回調査（沖縄県(2009)）と同様、阪神・淡路大震災等を踏まえた被害率曲線を地震地域係数及びピロティ形式により補正して建物被害（全壊棟数および半壊棟数）を算出した。半壊棟数は、全半壊棟数から全壊棟数を差し引くことにより算出した。

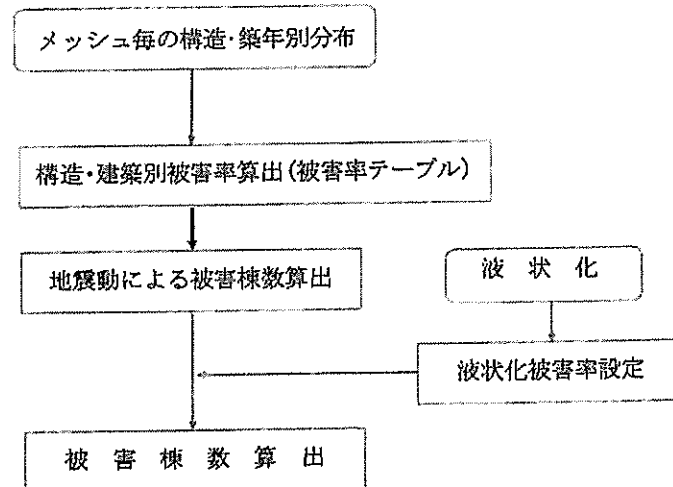


図 3.2-1 揺れによる建物被害の算出フロー

【揺れによる建物被害の算出結果】

表 3.2-1 想定地震別の揺れによる建物被害

想定地震	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
沖縄本島南部断層系による地震	11,691	28,068
伊祖断層による地震	11,003	29,540
石川－具志川断層系による地震	12,627	27,097
宮古島断層による地震	2,627	4,057
沖縄本島南部スラブ内地震	29,099	58,041
沖縄本島北部スラブ内地震	11,476	36,026
宮古島スラブ内地震	1,953	3,914
石垣島スラブ内地震	1,075	2,812
八重山諸島南西沖地震	101	569
八重山諸島南方沖地震	111	774
八重山諸島南東沖地震	243	3,342
沖縄本島南東沖地震	5,719	20,405
沖縄本島東方沖地震	5,421	20,865
石垣島南方沖地震	156	579
石垣島東方沖地震	516	1,443
石垣島北方沖地震	396	1,643
久米島北方沖地震	1,463	6,075
沖縄本島北西沖地震	463	4,733
沖縄本島南東沖地震3連動	19,190	44,508
八重山諸島南方沖地震3連動	1,435	7,579
一律地震動による地震	9,998	35,611

2.2 液状化による建物被害

液状化による建物被害は、前回調査（沖縄県(2009)）と同様に、既往地震の被害事例を参考に「地盤の液状化危険度」ごとに「液状化による建物被害率」を設定する経験的手法を用いて算出した。被害率は木造、非木造建物の2区分ごとに被害予測を実施した。建物の基礎様式の違いによって、液状化被害率が異なるためこの要因を考慮した。

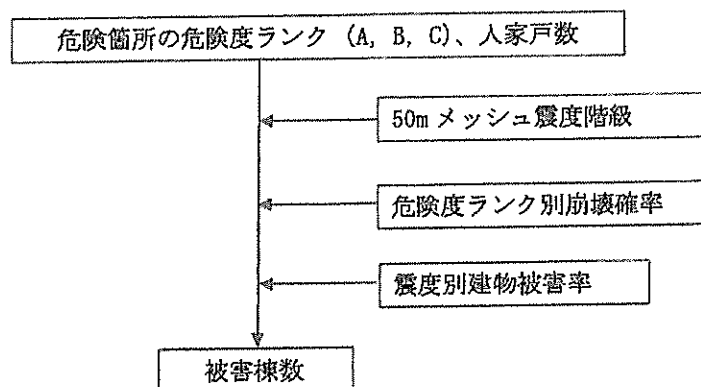
【液状化による建物被害の算出結果】

表 3.2-2 想定地震別の液状化による建物被害

想定地震	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
沖縄本島南部断層系による地震	1,625	2,054
伊祖断層による地震	1,879	2,373
石川一具志川断層系による地震	1,568	1,979
宮古島断層による地震	12	15
沖縄本島南部スラブ内地震	2,885	3,631
沖縄本島北部スラブ内地震	2,825	3,558
宮古島スラブ内地震	34	44
石垣島スラブ内地震	81	102
八重山諸島南西沖地震	87	107
八重山諸島南方沖地震	89	103
八重山諸島南東沖地震	974	1,223
沖縄本島南東沖地震	2,821	2,608
沖縄本島東方沖地震	2,819	3,006
石垣島南方沖地震	78	80
石垣島東方沖地震	89	76
石垣島北方沖地震	97	117
久米島北方沖地震	2,383	2,715
沖縄本島北西沖地震	1,569	1,885
沖縄本島南東沖地震3連動	2,964	2,590
八重山諸島南方沖地震3連動	2,085	2,570
一律地震動による地震	2,982	3,756

2.3 土砂災害による建物被害

土砂災害による建物被害は、危険箇所の保全人家戸数と危険度ランク、崩壊確率・震度別建物被害率から被害棟数を算出した。



出典：内閣府(2012)³

図 3.2-2 土砂災害による被害棟数の想定フロー

【土砂災害による建物被害の算出結果】

表 3.2-3 想定地震別の土砂災害による建物被害

想定地震	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
沖縄本島南部断層系による地震	221	516
中部断層による地震	219	510
石川ー具志川断層系による地震	129	300
宮古島断層による地震	0	0
沖縄本島南部スラブ内地震	348	812
沖縄本島北部スラブ内地震	286	666
宮古島スラブ内地震	0	0
石垣島スラブ内地震	3	6
八重山諸島南西沖地震	0	0
八重山諸島南方沖地震	0	0
八重山諸島南東沖地震	11	25
沖縄本島南東沖地震	242	565
沖縄本島東方沖地震	198	463
石垣島南方沖地震	0	1
石垣島東方沖地震	2	6
石垣島北方沖地震	3	7
久米島北方沖地震	99	231
沖縄本島北西沖地震	87	203
沖縄本島南東沖地震 3 連動	327	764
八重山諸島南方沖地震 3 連動	74	173
一律地震動による地震	331	773

³ 内閣府(2012)：南海トラフの巨大地震対策検討ワーキンググループ、建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要

2.4 地震火災による建物被害

建物の被害の想定結果と危険物施設の分布状況、用途別・構造別建物データを基に、建物被害及び危険物被害に起因する出火（件数）を算出した。また消防力運用による消火を考慮した上で市街地延焼の想定を行い、焼失建物数を算出した。

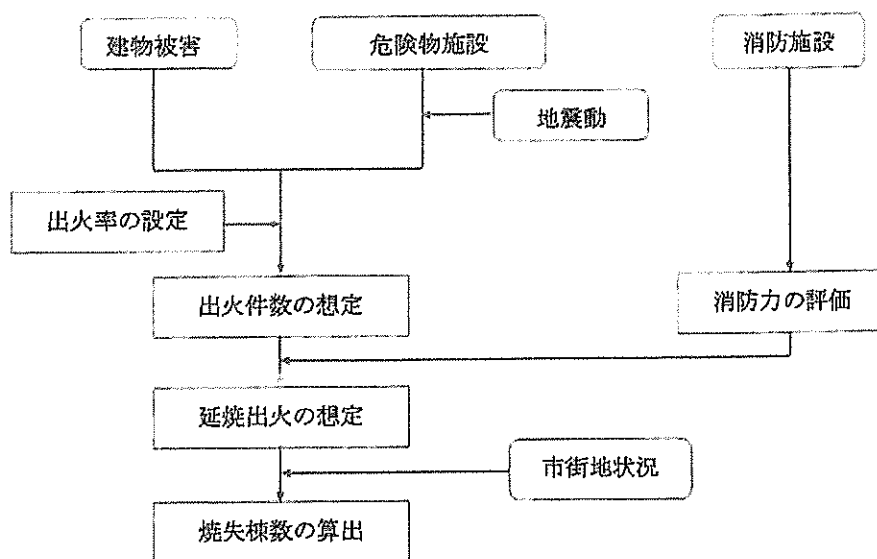


図 3.2-3 地震火災による建物被害の想定フロー

【地震火災による建物被害の算出結果】

表 3.2-4 想定地震別の地震火災による建物被害（冬 18 時 風速：強風時）

想定地震	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
沖縄本島南部断層系による地震	72	-
伊祖断層による地震	274	-
石川一具志川断層系による地震	391	-
宮古島断層による地震	9	-
沖縄本島南部スラブ内地震	450	-
沖縄本島北部スラブ内地震	204	-
宮古島スラブ内地震	7	-
石垣島スラブ内地震	5	-
八重山諸島南西沖地震	1	-
八重山諸島南方沖地震	1	-
八重山諸島南東沖地震	4	-
沖縄本島南東沖地震	414	-
沖縄本島東方沖地震	544	-
石垣島南方沖地震	13	-
石垣島東方沖地震	16	-
石垣島北方沖地震	2	-
久米島北方沖地震	78	-
沖縄本島北西沖地震	25	-
沖縄本島南東沖地震 3 連動	557	-
八重山諸島南方沖地震 3 連動	42	-
一律地震動による地震	76	-

2.5 津波による建物被害

津波による建物被害は、人口集中地区とそれ以外の地区で浸水深別・建物構造別被害率を設定して、全壊棟数、半壊棟数を算出した。

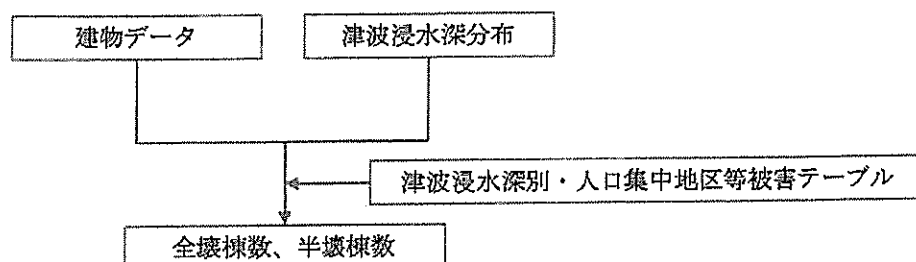


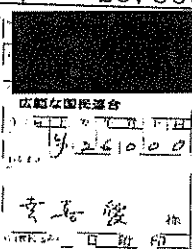
図 3.2-4 津波による被害棟数の想定フロー

【津波による建物被害の算出結果】

表 3.2-5 想定地震別の津波による建物被害

想定地震	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
沖縄本島南部断層系による地震	0	0
伊弉冉断層系による地震	0	0
三川断層系による地震	0	0
喜望峯断層系による地震	0	0
石垣島スラブ内地震	0	0
八重山諸島南西沖地震	140	158
八重山諸島南方沖地震	721	446
八重山諸島南東沖地震	235	702
沖縄本島南東沖地震	28,189	20,424
沖縄本島東方沖地震	16,168	13,590
石垣島南方沖地震	3,547	2,694
石垣島東方沖地震	4,442	2,551
石垣島北方沖地震	188	931
久米島北方沖地震	12,654	15,407
沖縄本島北西沖地震	4,282	5,107
沖縄本島南東沖地震3連動	35,308	22,586
八重山諸島南方沖地震3連動	7,030	2,633
一律地震動による地震	0	0

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
06-12-27	70157	A93140002
取扱店	オキナワタカラ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*26,000	料金 *152
		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*30,000	
おつり	*3,848	
ゆうちょ銀行で「ちょこっと」お借り入れ！口座貸越サービス		

印紙税申告納付につき期間
税務署承認済

R6.12.27 全国地方議員交流研修会参加費

内訳

参加費	15,000円	✓
名刺交換会費	6,000円	
昼当代	1,000円	
フィールド7-7 参加費	4,000円	
合計	26,000円	

その内の参加費 15,000円が「政務活動費」とする。

・充当割合：全容員

・充当金額：15,000円

第20回 全国地方議員交流研修会 in 沖縄

「延期のお知らせ」 ※ 予想される総選挙との関係で前回ご案内の開催日を10月29日(火)から2025年1月29日(水)へと3カ月延期致しました。

2025年 1月29日(水) 1日目
全体会 13:00-17:30
 12:00開場 (12:30受付)
琉球新報ホール
 那覇市泉崎1丁目10番3号 Tel.098-865-5256
名刺交換会 18:00-19:30
 ※ 希望者のみ 参加費別途6,000円
沖縄県青年会館
 沖縄県那覇市久米 2-15-23 Tel.098-864-1780

2日目 30日(木)
分科会 9:30-13:00
 9:00開場
全体会 14:00-16:00
沖縄県市町村自治会館
 沖縄県那覇市旭町116-37 Tel. 098-862-8181

3日目 31日(金) 研修費
 9:00出発 15:00頃終了予定
 オプション
沖縄現地フィールドワーク
 ※ 希望者のみ 参加費別途
 Aコース: 沖縄戦をたどる
 Bコース: 米軍基地と辺野古
 現地視察

1日目: 1月29日(水)

- 開会挨拶
- 来賓・各界からのご挨拶
- 記念講演
 「沖縄、日本を再び戦場にさせてはならない」
 玉城 徳一郎 沖縄県知事
- 問題提起
 「欧米G7からグローバルサウスの時代へ
 われわれはどうするか?」
 羽場 久美子 さん (青山学院大学名誉教授)
- 「食料自給向上のための提言」(オンライン)
 鈴木 宣弘 さん (東京大学院教授)
- 特別報告
 ○「米軍基地・自衛隊基地に翻弄される沖縄」
 三上 智恵さん (映画監督)
- 日中不再戦 九州自治体議員の会
- 食料自給の確立を求める自治体議員連盟 他
- 基調提案 実行委員会



沖縄県平和祈念公園「平和の礎」／「さざなみの池 (平和の火)」
 沖縄県糸満市原文に444

中央の噴水から「さざなみの池」に流れ落ちる水は波紋をつくり、刻銘板まで放射状に広がっていくようデザインされています。その波は「平和の波」となって世界中に広がっていくようにとの願いが込められています。「平和の火」は、沖縄戦最初の米軍上陸地である阿嘉島で採取した火と、被爆地・広島・長崎からいただいた火を合わせたもので、慰霊の日などに灯されます。

参加費

都道府県市区議会議員 15,000円 / 町村議会議員 5,000円 / 一般 1,000円 / 大学生・高校生以下 無料
 別途希望者のみ ※名刺交換会費 +6,000円 ※2日目の弁当代(お茶付き) +1,000円
 ※フィールドワーク参加費 実費 (おおよそ3,000~4,000円)

申込方法

- 第20回全国地方議員交流研修会 下記webサイトの専用申込みフォームからお申込みください。
<https://req.qubo.jp/kokuminrengo/form/E12hXg9Q> 右のQRコードからも申し込めます。
- FAXでのお申込みは、FAX申込み用紙をダウンロード、印刷してお申込みください。
- 申込み用紙の郵送をご希望の方は、下記事務局までご連絡ください。

第1次締切 12月20日



問合せ

全国実行委員会事務局 自主・平和・民主のための広範な国民連合全国事務局
 〒212-0011 川崎市幸区幸町4-8 青柳ビル2F
 TEL. 090-8588-8307 (担当: 迫田) E-mail: giin@kokuminrengo.net FAX. 044-541-2066

主催: 第20回 全国地方議員交流研修会実行委員会

共同代表: 北口 雄幸 (北海道議会議員) 藤本 直利子 (和歌山県議会議員) 山内 夫子 (沖縄県議会議員)



世界の変化は明瞭となっています。これまで世界を支配してきた欧米日の「先進国」が衰退し、中国、インドなどこれまで抑圧されてきたグローバルサウスの国々に世界経済と政治の重心が移っています。

ロシア・ウクライナ戦争から2年半が経ち、イスラエル・パレスチナ戦争も停戦にいたらず莫大な犠牲が出続けています。世界の格差は拡大して飢餓人口は7億3500万人に、難民数も1億人を越えたといわれています。戦争と貧困をなくすために、日本がとるべき道が厳しく問われています。中国脅威、「台湾有事」が喧伝され、防衛費は倍増、「専守防衛」は事実上放棄、自衛隊ミサイル基地が全国で次々と配備され、大規模な日米合同軍事演習も行われています。その一方で、異常な円安、物価高のなかで国民生活や経営は圧迫されています。財政難を理由に社会保障の後退が進み、地域経済は厳しく、農山村は存続の淵においやられています。戦争への不安や生活苦からの打開を求める国民の願いに、政府も、また与野党の政党も応えられず、国民の政治不信はますます深まっている状況です。住民の生活と福祉に密着している地方・自治体から、国の政治を変えていかなければならないと思います。

今年の全国地方議員交流研修会は、「二度と戦場にさせない」と平和を希求する県民意思が強く示されている沖縄県で開催します。沖縄県は県独自の地域・平和外交を推進し、アジアとの経済交流による地域経済の発展とアジアの平和への展望を模索しています。一日目は、玉城デニー・沖縄県知事の基調講演のほか、各方面の特別報告での研修、二日目は5つの分科会での研修・討論を行います。昨年からすすんだ「食料自給の確立を求める自治体議員連盟」、「日中不再戦自治体議員の会」をさらに発展させるなど、今後の連携と行動についても話しあいます。三日目は沖縄戦の戦跡めぐりと米軍基地・辺野古基地建設の視察を行います。

沖縄現地の自治体議員のみなさんが受け入れを準備されています。全国の党派をこえた自治体議員同士の研修・交流を深め、平和と国民生活、地域主権を守る運動を前進させましょう。みなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

2日目 1月30日(木) 9:30—16:00 (9:00開場) 会場: 沖縄県市町村自治会館 那覇市旭町116-37 Tel. 098-862-8181

分科会 9:30—13:00

● 第1分科会 日中不再戦 自治体・議員の役割

問題提起: 羽場 久美子 さん(青山学院大学名誉教授)
沖縄県の平和・地域外交の実践/全国の米軍、自衛隊基地強化の実態を知る/日中不再戦の自治体議員のネットワークを

● 第2分科会 農業・農村を守り、食料自給を確立するために

問題提起: 鈴木 宣弘 さん(東京大学大学院教授)
「全国各自治体での実践、世論喚起のために」(オンライン)

● 第3分科会 岐路に立つ日本の社会保障 地域のケアをどう支えるか

問題提起: 伊藤 周平 さん(鹿児島大学教授)

● 第4分科会 「こども計画策定」にあたって こどもの貧困の解消へ

問題提起: 山内 優子 さん(沖縄子どもの貧困解消ネットワーク共同代表)
「沖縄の子どもの貧困から見えてくるもの」

問題提起: 木本 邦広 さん(沖縄県教職員組合 委員長)
「教員の働き方改革について」

● 第5分科会 防災・復興、原発問題を考える 地域主体の再生へ

事例報告: 能登半島地震から10か月の現状

問題提起: 小口 幸人 さん(南山法律事務所弁護士)
「支援制度から災害への備えを考える」

全体会 14:00—16:00

● 各分科会報告 ● 討論、アピール採択 ● まとめ・閉会

3日目: 1月31日(金)

オプショナル沖縄現地フィールドワーク(※参加費別)

Aコース: 沖縄戦をたどる/Bコース: 米軍基地と辺野古現地視察

各会場へのアクセス

● 琉球新報ホール

ゆいレール 「県庁前駅」から徒歩3分

バス 「県庁北口」バス停下車
徒歩2分

● 沖縄県青年会館

ゆいレール 「県庁前駅」から徒歩5分

バス 「久茂地」バス停下車
徒歩2分

● 沖縄県市町村自治会館

ゆいレール 「旭橋駅」から陸橋直結 徒歩3分

バス 「那覇バスターミナル」下車
徒歩3分

